

◆◆◆令和7年度菊陽町奨学資金募集要項◆◆◆

(志望のしおり)

菊陽町では、町内に奨学生と生計を一にする生計の主たる維持者が在住し、向学心に富む学生または生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し学資を貸し付け、教育の機会均等を図り、社会に貢献し得る人材を育成することを目的として、菊陽町奨学資金貸付条例を制定しています。

菊陽町から学資の貸付けを受ける学生・生徒を「奨学生」といい、貸付けされる学資を「奨学資金」といいます。

奨学生は、奨学資金の貸付けを志望する者の中から選考の上、決定されます。

1 奨学生の心得

奨学生は、町の定める菊陽町奨学資金貸付条例及び菊陽町教育委員会の定める菊陽町奨学資金貸付条例施行規則を守り、学校の指示に従うとともに、奨学生の資質の維持向上に努める必要があります。

したがって、勉学の意欲が無い、学校内外の規律を乱すなど、奨学生として適当でないと認められたときは、奨学資金の貸付けを取り止めることになります。

2 申請の資格

申請の資格は、次の各項に該当する者とします。

- (1) 申請者と生計を一にする生計の主たる維持者が菊陽町内に居住していること。
なお、申請者が町外居住であっても、生計を一にすると認めることが適当であるときは、同様とする。
※貸付期間中に生計の主たる維持者等が町外へ転出する場合は、転出した月をもって貸付終了とします。
- (2) 学校教育法による高等学校等・中等教育学校（後期課程に限る。）・高等専門学校・大学・専修学校（高等課程及び専門課程）に在学していて、向学心に富む学生または生徒であって奨学資金の貸付けが必要であると認められること。
（ただし、日本育英会その他、地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学資の貸付等を受けている者は申請の資格はありません。）
- (3) 前年度または当該年度において、次の①から④のいずれかに該当する者であること。
 - ①その者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けた者。
 - ②その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税が非課税とされた者。
 - ③その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税が減免とされた者。
 - ④その者の属する世帯の全所得（所得の総計）が生活保護法の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算）の1.5倍の額以下の者。
- (4) 貸し付けた奨学資金の返還が確実であると認められる者であること。

3 貸付月額

区 分		金 額
大学に在学する者	国 公 立	20,000 円
	私 立	28,000 円
高校等に在学する者	国 公 立	15,000 円
	私 立	24,000 円
専門課程等に在学する者	国 公 立	15,000 円
	私 立	24,000 円

4 貸付期間

貸付けを開始した月から、在学する学校の正規の修業年限の終期までとする。

5 申請の手続き

次の書類を添えて菊陽町教育委員会に提出してください。

(注) 申請書は必ず生計を一にする生計の主たる維持者と連署でなければなりません。

- (1) 奨学生申請書 (別記第1号様式)
- (2) 奨学生推薦書 (別記第2号様式)
学校長が記載します。(※年度当初、まだ入学していない場合等は、入学後速やかに提出して下さい。)
- (3) 保証書 (別記第3号様式) 及び印鑑証明書 (それぞれ2人分)
連帯保証人には生計を一にする生計の主たる維持者1人と、熊本県内在住の独立の生計を営む者(1親等の親族を除く)を立て、それぞれ1通提出してください。
(注) 生計を一にする生計の主たる維持者が未成年の場合には、成年に達した時点で保証書を再提出してください。
- (4) 住民票 (生計を一にする世帯全員分)
- (5) 所得が確認できるもの (生計を一にする世帯全員分)
市町村発行の令和7年度所得証明書 (令和6年1月1日から令和6年12月31日分) を提出してください。※所得証明書は6月以降に発行します。
また、年金、恩給、扶助料、のある場合は、必ず証書のコピー (支給明細がわかるもの) を提出してください。
なお、所得証明に反映していない事項 (離職等) がある場合は、備考欄にその事情を記入し、その旨がわかる書類 (コピー可) を必ず添付してください。
- (6) その他
 - ア 賃貸借家の場合、家賃等の金額が証明できるもの (契約書等のコピー) を提出してください。
 - イ 障害のある方は、障害者手帳のコピーを提出してください。

6 奨学生申請書記入上の注意

申請書は、選考上の大切な資料ですから、注意事項等をよく読んで、申請時現在の状態で、事実をありのままに、よくわかるように記入してください。

記載すべきことが書かれていないものや判読困難なものなどは、選考から除外されることがあります。

また、記載内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合は、採用後においても採用取消となることがありますので、正確に記入してください。

- (1) 「申請者」欄は、正確に記入し、住所は、市町村名地番まで省略しないよう記入し、氏名には「フリガナ」をつけてください。
- (2) 「家族及び所得」欄に記入する「家族」には、同一世帯 (本人を含む) で生計を共にするものについて、全員記入してください。ただし、独立の生計を営む者は記入の必要はありません。
 - ア 「続柄」は、申請者本人から見た関係 (たとえば、申請者の父、母、兄、姉など) を記入してください。
 - イ 「年齢」は、令和7年4月1日現在で記入してください。
 - ウ 「学校名・学年・障害名等」の学年は4月1日現在、障害名は障害名及びその等級を記入してください。
 - エ 「所得総額」は、給与所得者については源泉徴収票における所得額 (給与所得控除後の金額) を、給与所得者以外の者については確定申告書の所得金額を記入してください。
(注) 過去1年の内、就業・転職したときは、申請時現在の月収及び賞与等を考慮の上、年間支払金額を算出して記入してください。
- (3) 「備考」欄には、奨学資金の貸付けを希望するに至った家庭事情等を具体的に詳しく記入してください。

(4) 他の奨学金との併願

日本育英会等との併願（予定を含む）の場合は、「他の奨学金の申込」欄に必ず記入してください。
また、出願後の併願の場合も必ず届けてください。

なお、日本育英会等の奨学生に採用されたときは、直ちに菊陽町奨学資金の申請を取り消すか、辞退の手続きをとってください。

7 奨学生推薦書記入上の注意

在学学校の学（校）長の職印をもらって提出してください。

8 保証書記入上の注意

連帯保証人は、奨学生と連携して債務を負担するもので、生計を一にする生計の主たる維持者1人と、熊本県内在住で独立の生計を営む者（1親等の親族を除く）1人を立ててください。

9 申請の締切期日等

申請は随時受付けています。（ただし、初年度については申請した月の翌月から奨学金の対象とし、月割で計算します。）

10 選考

申請書等の資料をもとに審査の上、採用を決定します。

11 採用可否決定の通知方法

採用決定の可否は、本人に通知します。

12 採用になった人は

採用が決定された場合は、菊陽町教育委員会から奨学生決定通知書に誓約書を添付して交付しますので、誓約書等を指定された期日までに町教育委員会に提出してください。理由なく期日までに提出しない場合は採用取り消しとなります。

13 誓約書記入上の注意

誓約書は、奨学生に採用された場合、連帯保証人と連帯して果たす責任と義務について誓約するものです。

- (1) 連帯保証人のうち1人は、保証書（別記第3号様式）記載の者とし、他の1人は、一親等を除く者であって、原則として県内に居住し、独立の生計を営む成年者を選んでください。

（注）保証書記載の者が、未成年の場合には、成年に達した時点で再提出してください。

- (2) 連帯保証人の氏名は、必ずその人に署名してもらい、使用する印鑑は、市町村が発行する**印鑑証明書**を添付し、その印鑑を使用してください。
- (3) 連帯保証人の住所は、明確に団地及びアパートの棟号・室番まで記入し、氏名・住所ともそれぞれ、「フリガナ」をつけてください。
- (4) 誓約年月日は、申請書を菊陽町教育委員会に提出する年月日を記入してください。

14 口座振込調書記入上の注意

- (1) 貸付金は、口座振込により交付します。
- (2) 町指定金融機関（肥後銀行本・支店）または、収納代理機関の奨学生本人名義の普通預金口座。（本人名義以外の口座には振込出来ませんので、口座が無い場合には新しく設けてください。）

15 貸付方法

- (1) 奨学資金は、5月、7月、10月、1月に3ヶ月分をまとめて貸し付けます。ただし、初回分の貸付けは7月以降になる予定です。
- (2) 採用が決定された者で、他の奨学金を併願している者については、その奨学金を受けるかどうかが判明するまで、菊陽町奨学資金の貸付けを保留します。

16 返還の義務

菊陽町奨学資金は貸付けであり、返還金が再び奨学資金となり、後輩に貸付けされますので規定に従って必ず返還しなければなりません。(返還義務以外の付帯義務はいつさいなく、卒業後の就職・進学・その他についてなんら制約はありません。)

- (1) 返還は貸付終了後、所定の期間内(原則として貸付けを受けた月数の2倍)に年賦又は半年賦・月賦で返還しなければなりません。(年賦・半年賦・月賦は各自で決め、貸付が終了するとき提出する奨学資金借用証書及び奨学資金返還明細書に記載します。)もしそれを怠った場合は、町教育委員会の指定する返還方法に従って返還することになります。
- (2) 返還の方法は、卒業による貸付終了後6月の猶予期間をおいて返還することになります。
 - ア 年賦の場合は、毎年4月(ただし、初年度は10月に年賦額の2分の1の額)
 - イ 半年賦の場合は、毎年4月と10月に均等返還(ただし、初年度は10月のみ)
 - ウ 月賦の場合は、毎月、均等返還これに該当しない場合は、条例・規則によります。
- (3) 払い込みの方法は、別途納入通知書を送付しますので、菊陽町指定金融機関及び収納代理機関の窓口で払い込むこととなります。
- (4) 卒業後、大学またはこれに準ずる学校に進学したとき、災害又は傷病により返還が困難となったときは、本人の申請によりその状況を審査の上、一定期間返還を猶予することができます。
- (5) 奨学資金の返還を怠ったときは、延滞金(滞納期間6月ごとに滞納額の5%)が課せられ、割賦返済の利益を失い一括返還しなければならないこともあります。
- (6) 貸付けを受けた本人が返還しない場合には、連帯保証人に返還の請求をします。

17 その他の注意

書類不備とならないように、この「志望のしおり」をよく読んでください。
なお、不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。

〒869-1192 菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地
菊陽町教育委員会 学務課 奨学資金担当
TEL 096-232-4918